

## 特定疾病り患者扶助料の対象疾病を拡充します！

大府市は、難病患者を対象に支給する「特定疾病り患者扶助料制度」を見直し、対象疾病を現行の65疾病から国が指定する348の難病（以下「指定難病」）へ拡充します。

難病患者を対象とした扶助料制度は、県内5つの自治体で実施され、大府市の支給額は県内最高水準です。近年、医療の進歩などにより指定難病の範囲は拡大しており、国や県の医療費助成制度も対象疾病が広がる一方、市の制度の対象は2010年以降、現在の65疾病を対象としていました。対象疾病を国の指定難病に統一することで、疾病により差がない公平かつ明瞭な制度となり、難病患者の生活の安定と福祉の増進につなげます。

なお、関連費用については、3月議会に当初予算案として上程する予定です。

### ■「特定疾病り患者扶助料制度」変更の概要

対象者／① 愛知県の特定医療費助成制度の支給認定を受けている方

（国が指定する難病すべて（348疾病））

【現行】国指定難病（348疾病）のうち、市が定める一部疾病（65疾病）を対象

【見直し後】国が指定するすべての難病（348疾病）を対象

② 愛知県の特定疾患医療給付制度の支給認定を受けている方

（スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオントン病、血清肝炎、肝硬変）

③ 愛知県の小児慢性特定疾病医療費助成制度の支給認定を受けている方

支給額／月額6,500円

申請／2026年4月1日（水）から、高齢障がい支援課窓口へ申請

※2026年6月30日（火）までに申請した方は7月分から支給

7月以降に申請した方は申請のあった月の翌月分から支給

### ■スケジュールなど

2026年1月 「大府市特定疾病り患者扶助料支給条例施行規則」改正・公布

4月 広報おおぶ、市公式ウェブサイトで対象疾病拡充を周知

新たに対象となった方の申請受付開始

5月 県の医療費助成制度の案内にあわせて対象者へ通知

### 【問い合わせ先】

大府市高齢障がい支援課 担当：阪野 圭亮（バンノ ケイスケ）

電話：0562-85-3558 FAX：0562-47-3150 メール：kourei-shougai@city.obu.lg.jp